

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]		取組内容[D0]		評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]	
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等		成果・課題		達成度	取組方針・改善策等
◆第1章 総則（第1条～第4条）							
第1条（目的）		検証対象外					
第2条（定義）		検証対象外					
第3条（基本原則）		検証対象外（具体的な取組については第3章以降に記載）					
まちづくりは、次に掲げる基本原則により行います。 （1）町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。 （2）まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行います。 （3）議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町民に対し説明責任を果たします。 （4）まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証及び評価し、まちづくりの改善に役立てます。							
第4条（最高規範性）							
第4条第1項（最高規範）		○条例、規則等の制定改廃及び運用	成果	○条例、規則等について、まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、整合を図りながら、制定改廃及び運用を行いました。		A	○今後もまちづくり基本条例と整合を図りながら、条例、規則等の制定改廃及び運用を行っていきます。
この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。							
第4条第2項（基本的な体系化と制度の整備）		○第5次総合計画の検証	成果	○第5次総合計画の検証にあたっては、基本施策に位置付けられた各種取組の進捗状況や成果についての確認を行い、まちづくり基本条例の趣旨に照らして実施しました。また、検証結果については町ホームページで公表しています。		A	○総合計画については、基本施策に関連する全ての条例、規則等の点検も含め、適切に取り組んでいるか、継続して検証を実施していきます。
町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。							
◆第2章 町民の権利と責務（第5条～第7条）							
第5条（まちづくり参画の権利）		検証対象外（町民の参画の権利について規定したもの） ※町民が参画するための取組に関する評価は第13条第2項で行います。					
第6条（こどものまちづくり参画の権利）		検証対象外（町民の参画の権利について規定したもの） ※「こども」が参画するための取組に関する評価は第13条第2項で行います。					
第7条（まちづくり参画における町民の責務）		検証対象外（町民の責務について規定したもの）					
◆第3章 議会の議員の役割と責務等（第8条～第10条）							
第8条（議会の役割と責務）							
第8条第1項（議会の責務）		○全ての議会活動	成果	○本会議、常任委員会及び特別委員会で、議会としての責務を果たしました。		A	○継続して実施していきます。
議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議及び決定する機関として設置され、この条例に基づき議会としての責務を果たします。			課題	○今後も諸課題に対して議論を深め、責務を果たします。			
第8条第2項（情報提供、会議の公開により住民と情報共有）		○会議の公開 ○議会だよりの発行 ○インターネット中継の実施 ○議会報告会の実施	成果	○議会だよりの発行やインターネット中継の実施を行いました。		A	○継続して実施していきます。
議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供するとともに、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることができます。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。							
第8条第3項（説明責任）		○会議の公開 ○議会だよりの発行 ○インターネット中継の実施 ○議会報告会の実施	成果	○議会ごとに議会だよりを発行しました。		A	○継続して実施していきます。
議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。			課題	○先進事例を研究し、議会だよりをよりわかりやすく発信していきます。			

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第8条第4項（住民の声を政策に反映） 議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用するとともに、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。	○議会報告会にむけてのアンケート及び議会報告会の実施	成果 ○議会報告会を対面形式とオンライン形式の両方で実施しました。 課題 ○参加しやすい会場の選定やテーマの工夫が必要です。	A	○継続して実施していきます。
第8条第5項（政策提案と立法活動） 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。	○一般質問や委員会審議における政策提案	成果 ○上牧町議会業務継続計画（議会BCP）の策定に着手しました。 課題 ○議会として政策提案する工夫が必要です。	B	○政策提案できるよう研究していきます。
第8条第6項（執行機関の町政運営を調査、監視し、結果を公表） 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。	○予算、決算委員会での審議及び一般質問	成果 ○町政運営に関して、決算審議や一般質問を行い、その内容を議会だよりを通じて報告しました。 課題 ○町政運営に関する調査及び監視を適切に行っていくために、研修等に参加し、必要な知識の習得や情報収集に努める必要があります。	A	○継続して実施していきます。
第9条（議会の権限）				
第9条第1項（議会の権限） 議会は、まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。	○議会の権限行使	成果 ○議会や各委員会で理事者側に説明を求め、権限を行使しました。	A	○継続して実施していきます。
第9条第2項（条例の改廃、決算の認定等） 議会は、条例の制定改廃や決算の認定など法に定められた権限、執行機関の町政運営を監視、けん制する権限並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。 (1) 基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」といいます。） (2) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度 (3) 他市町村との協定並びに連携	○議会の権限行使	成果 ○議会や各委員会で理事者側に説明を求め、権限を行使しました。	A	○継続して実施していきます。
第10条（議員の役割と責務）				
第10条第1項（議会の責務） 議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。	○住民の代表者である議員としての自覚を持った行動	成果 ○住民の代表として誠実に職務を果たしました。	A	○継続して実施していきます。
第10条第2項（説明責任、政策提案） 議員は、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するとともに、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。	○各議員の説明責任の遂行	成果 ○議員各自で、議員としての「活動報告」（チラシの発行）を行いました。また、先進地視察研修を行い、新たな知識や情報の収集を行いました。	A	○継続して実施していきます。
第10条第3項（行政活動の監視と点検、行政の改善促進） 議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。	○行政活動の監視と点検 ○一般質問の実施	成果 ○施策の提案を行うことで、行政の改善に寄与することができました。	A	○継続して実施していきます。
第10条第4項（調査研究、政策立案、審議能力の向上） 議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。	○政策立案及び審議能力の向上	成果 ○個人研修費の執行状況を公開するなど、改善に向けた取組を実施しました。	A	○継続して実施していきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

〔達成度〕 A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文〔PLAN〕	取組内容〔D0〕	評価〔CHECK〕	今後の方針〔ACTION〕
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度 取組方針・改善策等
◆第4章 執行機関の役割と責務等（第11条～第15条）			
第11条（町長の責務）			
第11条第1項（まちづくりの基本理念を表現するよう、公正で透明で開かれた町政運営） 町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ、まちづくりの基本理念を表現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければなりません。	○当初予算の編成における所信表明	成果 ○開かれた町政運営の実現に向け、当初予算の編成にあたり、所信表明の中で町長の考え方や今後の方針について示しました。	A ○所信表明の中で町長の町政運営における目標や方針を明示します。
第11条第2項（町政運営の目標、方針を明示し結果を公表） 町長は、毎年、町政運営の目標並びに方針を明示し、結果を公表しなければなりません。	○施策方針及び決算報告の広報紙への掲載	成果 ○広報紙を通じて、施策方針や事業の実施結果について公表し、情報共有を図りました。	A ○町政運営における目標、方針の明示、結果の公表について、広報等を活用し継続して実施していきます。
第12条（職員採用等）			
第12条第1項（公募を原則とし応募状況、採用結果を公表） 町長は、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、応募状況、採用結果について公表しなければなりません。	○公募による職員の採用 ○職員採用に関する応募状況及び採用結果の公表	成果 ○職員の採用については、公募で実施するとともに、採用までの透明性を確保するため、応募状況、採用結果についてホームページで公表しています。	A ○今後も引き続き、公募による職員の採用や採用情報の公表を実施していきます。
第12条第2項（職員の養成） 町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければなりません。	○職員研修の実施 ○新規採用職員研修の実施 ○奈良県市町村職員研修センター主催の各種研修への派遣	成果 ○町内研修の実施、また各種研修への参加により、職員としての資質と能力の向上に努めました。	A ○職員においては、今後も積極的に研修に参加し、職員としての資質と能力の向上に努めるとともに、研修の実施にあたっては、適宜内容を見直ししながら効果的に人材育成を進めていきます。
第13条（執行機関の責務）			
第13条第1項（執行機関の責務） 執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。	○誠実かつ迅速な職務の執行 ○人事評価制度の実施	成果 ○日常業務においては、公正で誠実かつ迅速な職務の遂行に努めました。 ○執行機関の責務として、人事評価制度の実施による人材育成に努めました。	A ○今後も引き続き、人材育成を進めながら、全ての事務事業において、公正で誠実かつ迅速な職務の遂行に努めていきます。
第13条第2項（町民の参画機会の保障） 執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。	○パブリックコメント手続の運用 ○審議会等委員の公募 ○各種アンケート調査の実施 ○子ども議会の実施 ○統合中学校における校章デザインの制作・投票 ○平和祈念事業特別企画「朗読劇」における町民（こども）の参加 ○人権啓発ポスターの作成	成果 ○委員の公募やパブリックコメントの実施、アンケート調査等、まちづくり参画機会の確保に努めました。 ○「こども」の参画に関する取組として、小中学生を中心に町事業への参加依頼等を行いました。	A ○今後も引き続き、町民のまちづくりへの参画を推進していきます。
第14条（町職員の責務）			
第14条第1項（町職員の職務専念） 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。	○全ての行政事務における職務専念	成果 ○町職員として、常に町民全体の奉仕者であることを自覚し、町民の利益のため、公正で誠実かつ効果的な職務の実施に努めました。	A ○今後も引き続き、公正で誠実かつ効果的な職務に専念するとともに、必要な知識・技能の習得に努めていきます。
第14条第2項（職務に必要な知識技能の向上） 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。	○各種説明会・研修への参加	成果 ○各種説明会・研修に参加し、公務員として必要な知識、技能の向上に努めました。	A ○今後も引き続き、各種説明会・研修に積極的に参加し、必要な知識、技能の向上に努めていきます。
第14条第3項（町政運営を支える役割の認識、条例の趣旨の理解、まちづくり活動の推進） 町職員は、町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例の趣旨を理解し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。	○まちづくり基本条例に関する研修の実施 ○自治会への振興費助成金の交付 ○気になる会議の実施 ○金富・梅ヶ丘地区土砂災害地域防災マップづくり体験型講習会（防災マップ作成）	成果 ○参画と協働によるまちづくりを推進していくために、全職員を対象として、「まちづくり基本条例」に関する研修を実施しました。 ○地域のまちづくり活動を推進するため、地域活動を行う自治会等に対して運営のサポートを行いました。	A ○今後も引き続き、地域のまちづくり活動を推進していくために、地域活動に対する支援を行っていきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第15条（法令の遵守等）				
第15条第1項（法令遵守） 町は、まちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため、常に法令を遵守し、そのための必要な措置を講じるものとします。	○全ての行政事務における法令の遵守	成果 ○全ての事務において、法令の遵守に努めました。	A	○今後も引き続き、全ての事務において法令の遵守に努めていきます。
第15条第2項（必要な措置を別途定める） 前項に規定する必要な措置については別途定めます。	○法令遵守推進条例の制定	成果 ○「必要な措置」として、公益通報制度等を含めた上牧町法令遵守推進条例を制定しました。	A	○今後、法令遵守推進条例に基づき、必要な措置を講じていきます。
◆第5章 町政運営（第16条～第26条）				
第16条（組織の編成）				
第16条第1項（最小の経費で最大の効果をあげる組織づくり） 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を上げるよう組織づくりを行うものとします。	○機構改革の実施	成果 ○最小の経費で最大限の効果を挙げるため、より部局間の連携が可能である組織編成を実施しました。	A	○地域の情勢や住民ニーズに沿って、必要に応じて組織の編成に取り組んでいきます。
第16条第2項（職員の適切な任用及び効果的な人員配置） 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。	○専門職職員の採用	成果 ○採用試験を実施し、保育士2名、精神保健福祉士1名、公認心理師2名、保健師2名を採用しました。	A	○今後も引き続き、適材適所の観点から必要な専門職の採用を進めていきます。
第16条第3項（縦割り行政の弊害をなくすための相互連携） 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。	○庁内横断的な会議等の開催 ○関係各課との情報共有	成果 ○各種課題に対する担当課主催の会議（子育て、教育、健康福祉、文化等）を開催するなど、課題解決に向けた情報共有・協議・検討を行いました。	A	○社会情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、部局間における連携をより一層深めていくように努めていきます。
第17条（危機管理）				
第17条第1項（危機管理体制の確立） 町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	○総合防災訓練の実施 ○災害対策本部の立上げ ○ブロック塀等撤去工事に対する助成 ○民生委員・児童委員による災害時要援護者台帳の整備 ○高齢者等見守りネットワーク事業 ○要保護児童対策地域協議会委員の委嘱 ○登下校時見守りシステム導入	成果 ○警察、自衛隊など関係各所に協力を依頼し、総合防災訓練を実施しました。 ○災害対策本部を迅速に立ち上げられるよう体制を構築しました。 ○その他、各分野において危機管理体制の確立に関する取組を実施しました。	A	○今後も引き続き、危機管理体制の強化を図っていきます。
第17条第2項（自主防災組織の向上のための町民活動支援） 町は、危機管理体制のなかで自主防災機能の向上を図るため、町民の活動を積極的に支援します。	○防災士資格取得支援事業の実施 ○自治会防災事業補助金の交付 ○自治連合会運営事業補助金の交付 ○防災教育用食糧（救給カレー）の備蓄 ○防災マップ（金富・梅ヶ丘地区）の作成	成果 ○防災士資格取得支援事業や自治会防災事業補助金等の交付を通じて、地域の防災体制の強化を図りました。 ○災害時に備え、各校に防災教育用食糧（救給カレー）を購入しました。 ○金富・梅ヶ丘地区において、防災マップを作成したことにより、危険区域の確認と防災意識の向上を図りました。	A	○今後も引き続き、地域の防災機能の向上を図るため、積極的に支援していきます。
第18条（総合計画等の策定）				
第18条第1項（総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定） 町は、総合的かつ計画的に町政運営を図るため、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な町政運営に努めなければなりません。 ※第3条第1項第4号（PDCAサイクル確立の原則）を念頭に置き、評価を行ってください。	○第5次総合計画に基づく町政運営 ○地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進 ○地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進 ○子ども・子育て支援事業計画の推進	成果 ○総合計画に位置付けられた取組については、評価、検証を行い、改善を図りながら計画的な町政運営に努めました。 ○地域福祉計画や子ども・子育て支援計画など、各分野においても計画を策定し、推進することで、計画的な事業の実施に努めています。	A	○今後も総合計画に基づく計画的な町政運営や各分野の計画に基づいた事業の実施を推進していきます。
第18条第2項（総合計画の策定、見直し並びに評価に対する町民の参画） 町は、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。	○第5次総合計画の進行管理	成果 ○総合計画の進行管理については、PDCAサイクルの手法を用いて、取組状況の評価、検証を行いました。また、検証結果についてはホームページでの公表を行いました。	A	○今後も、総合計画の策定、見直し及び評価については、幅広く町民の参画機会の確保に努めていきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第19条（説明責任）				
町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明しなければなりません。	○各課の事業における住民への説明 ○第5次総合計画における検証結果の公表 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証結果の公表 ○まちづくり基本条例における検証結果の公表	成果 ○各課の事業に関して、窓口のほか、広報紙や町ホームページを活用して、丁寧な説明に努めました。 ○総合計画、総合戦略、まちづくり基本条例については、取組内容の評価、検証を行い、検証結果をホームページで公表しました。	A	○今後も引き続き、丁寧な説明に努めていきます。 ○総合計画、総合戦略、まちづくり基本条例について、引き続き評価、検証を行い、資料の公表に際しては、わかりやすい内容になるよう努めていきます。
第20条（応答責任）				
第20条第1項（応答責任）				
町は、公職者及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、定期的に公表しなければなりません。	○町民からの要望への対応 ○自治会要望の記録及び回答	成果 ○町民や自治会からの要望については、職員による迅速な対応や予算への反映なども含め、可能な限り対応しています。 課題 ○定期的な公表まで至っていません。	B	○今後も町民や自治会からの要望には、可能な限り対応していくとともに、公表についても検討していきます。
第20条第2項（条例の制定）				
前項に規定する事項については、別に条例で定めます。	○法令遵守推進条例の制定	成果 ○町民の要望に対する対応等に関し必要な事項を定めた法令遵守推進条例を制定しました。	A	○今後、法令遵守推進条例に基づき、職務を遂行していきます。
第21条（財政運営及び制度の整備）				
第21条第1項（総合計画実施のため中期及び長期財政計画を定め健全な財政運営）				
町は、総合計画を実施するため、中期及び長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を図らなければなりません。	○中長期財政計画の策定	成果 ○令和6年11月に総合計画の実施計画である中長期財政計画の策定（更新）を行いました。	A	○今後も計画的な財政運営を推進していきます。
第21条第2項（財政計画の住民公表）				
町は、財政計画を定めたときは、住民に分かりやすく公表しなければなりません。	○中長期財政計画の公表	成果 ○令和6年11月に策定した中長期財政計画について、議会で説明を行いました。また、ホームページで計画の公表を行いました。	A	○今後も財政計画の公表について、わかりやすい内容になるように努めていきます。
第22条（予算編成、執行及び決算）				
第22条第1項（予算編成の過程も含め予算について公表）				
町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。	○町ホームページ等による当初予算概要の公表	成果 ○予算については、主な施策を具体的に把握できる資料として当初予算概要を作成し、公表しました。	A	○今後も予算内容の公表について、わかりやすい内容になるよう努めていきます。
第22条第2項（予算の執行計画を策定し公表）				
町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすく公表しなければなりません。	○予算執行計画書の策定 ○広報紙における当初予算に関する内容の掲載 ○財政状況の公表	成果 ○予算の計画的な執行を目的として、予算執行計画書を策定しました。 ○広報紙において、主な事業の予定に関する内容を掲載しました。 ○「財政状況の公表」において、予算執行状況や財産の変動について公表しました。	A	○今後も事業の予定等について、わかりやすい内容の公表に努めていきます。
第22条第3項（決算内容の公表）				
町長は、住民が決算内容を理解できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。	○町ホームページ等による決算成果に関する報告書の公表	成果 ○決算内容については、決算額の増減分析や町債・基金残高の推移、事業の成果等がわかる資料として、「決算成果に関する報告書」を作成し、公表しました。	A	○今後も決算内容の公表について、わかりやすい内容になるよう努めていきます。
第23条（財産管理）				
町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければなりません。	○固定資産台帳の更新 ○個別施設計画に基づく施設の管理 ○その他資産（公用車等）の管理	成果 ○財務書類の作成にあたり、固定資産台帳の更新を行いました。 ○個別施設計画に基づいて、各施設の管理・運営に努めました。 ○その他資産（公用車等）についても適切な管理に努めました。 課題 ○個別施設計画において、今後の在り方の検討が必要となっている施設については、適宜検討を進めていく必要があります。	B	○今後も町が保有する財産を明らかにするために、固定資産台帳の更新を行うとともに、個別施設計画に基づく公共施設のマネジメントやその他資産の管理を推進していきます。
第24条（財政状況の公表）				
町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付して分かりやすく公表しなければなりません。	○財政状況の公表	成果 ○財政状況の公表に関する条例に基づき、財政状況の公表（6月、12月）を行いました。	A	○今後も財政に関する状況の公表について、わかりやすい内容になるよう努めていきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第25条 (行政評価)				
町は、効果的かつ効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図るため、客観的行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、その評価に基づいて、町政運営の改善に努めなければなりません。	○第5次総合計画における取組内容の評価・検証の実施	成果 ○総合計画については、PDCAサイクルの手法を用いて、取組内容に対する評価、検証を行うことで事業の改善を図りながら取組を進めることができていると考えます。また、検証結果については、町ホームページで公表しました。	A	○今後も引き続き、PDCAサイクルを活用した評価、検証を行っていくとともに、その評価に基づき町政運営の改善を図っていきます。
第26条 (個別外部監査)				
第26条第1項 (必要に応じ外部機関等に監査を実施させることができる) 町は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」といいます。))に監査を実施させることができます。	—	○令和6年度において、個別外部監査請求はありませんでした。	—	—
第26条第2項 (外部機関等による監査の実施の請求) 住民は、前項に規定する目的を達成するため、監査委員による監査に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。	検証対象外 (住民の外部監査請求について規定したもの)			
第26条第3項 (請求時の外部監査の実施等) 町は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとします。ただし、当該監査を実施させないときはその理由を公表しなければなりません。	—	○令和6年度において、個別外部監査請求はありませんでした。	—	—
◆第6章 情報の共有等 (第27条～第31条)				
第27条 (情報の公開及び提供)				
町が保有する情報は、町民共有の財産であり、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。 2 町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。	○情報公開条例に基づく情報公開	成果 ○情報公開請求に応じて、町政に関する情報の速やかな提供に努めました。	A	○今後も引き続き、条例に基づき町民の知る権利を保障するとともに、求められている資料について速やかに分かりやすく提供できるよう努めていきます。
第28条 (情報共有の推進)				
町は、具体的な施策若しくは制度により情報共有を推進しなければなりません。	○広報紙、町ホームページ、SNS等を活用した町政情報の発信	成果 ○広報紙や町ホームページ、SNS (Facebook、YouTube、LINE、Instagram) 等を活用し、町政に関する情報提供に努めました。	A	○今後も引き続き、情報共有の推進に努めていきます。
第29条 (情報の収集及び管理)				
第29条第1項 (町政運営に必要な情報の収集) 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。	○インターネットを活用した事例等の情報収集 ○県及び近隣市町村との連携による情報収集 ○アンケート調査の実施	成果 ○各行政事務において、必要な情報の収集に努めました。	A	○今後もよりよいまちづくりの推進に向けて、必要な情報の収集に努めていきます。
第29条第2項 (情報の適正な管理及び保存) 町は、その保有する情報を速やかに提供できるよう、統一された基準により整理し、適正に管理及び保存しなければなりません。	○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理 ○文書取扱規程に基づく文書管理	成果 ○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理、保存に努めました。 ○文書取扱規程に基づく適切な文書の管理、保存に努めました。	A	○今後も引き続き、文書、情報の適切な管理、保存に努めていきます。
第30条 (個人情報の保護)				
町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。	○個人情報の保護に関する法律の遵守	成果 ○個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の適切な取扱いに努めました。	A	○今後も引き続き、個人情報の保護、適切な取扱いを徹底していきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第31条(選挙公報等)				
第31条第1項(町長及び町議会議員の立候補者は選挙にあたり公約を示す) 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。	—	成果 ○令和6年度において、上牧町議会議員選挙又は上牧町長選挙はありませんでした。	—	○今後も町政選挙において、選挙公報により立候補者の公約を示します。
第31条第2項(選挙公報の発行) 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。	—	成果 ○令和6年度において、上牧町議会議員選挙又は上牧町長選挙はありませんでした。	—	○今後も町政選挙において、選挙公報を発行していきます。
第31条第3項(選挙公報の発行に関する事項は別途定める) 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。	○上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	成果 ○上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を平成26年9月に制定しています。	A	○今後も選挙公報の発行に関する条例に基づき、選挙公報を発行していきます。
◆第7章 参画と協働(第32条～第35条)				
第32条(まちづくり参画における町の責務)				
町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければなりません。	○協働のまちづくり公募型補助金事業 ○人材登録制度の運用 ○自主防災事業補助金事業 ○手話言語推進会議 ○結婚応援事業 ○学校・地域パートナーシップ事業 ○歴史ガイドボランティアの会の活動 ○ボランティアグループによる「おはなし会」や「朗読会」	成果 ○町民が自主的、自発的に行う公益活動に対して補助金を交付することで、まちづくりに参画する諸活動を支援しました。 ○様々な分野において、町民と協働で各種取組を進めました。	A	○今後も引き続き、町民が自主的かつ主体的に取り組む諸活動に対して支援を行っています。
第33条(審議会等)				
第33条第1項(審議会委員等に原則町民からの公募) 町は、町が設置する審議会その他の附属機関(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。	○審議会等における公募による委員の選任	成果 ○各種審議会等において、委員構成に公募委員を含めながら会議を開催しました。	A	○協働のまちづくりを推進するため、今後も各種審議会において、委員の公募を行っていきます。
第33条第2項(審議会等の会議及び議事録の公開) 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。	○各種審議会における会議及び議事録の公開 ○議事録作成支援システムの運用	成果 ○各種審議会等における会議及び議事録の公開について、概ね適切に実施できています。 ○議事録作成における事務負担軽減を目的として、令和3年度から議事録作成支援システムの運用を行っています。 課題 ○一部の会議において、会議及び議事録の公開ができていないものがあります。	B	○会議及び議事録の公開について、適切に実施できるように努めていきます。
第33条第3項(審議会等の会議の開催日時及び場所等の周知) 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。	○各種審議会等における開催周知	成果 ○審議会等の会議の開催については、町ホームページ等で概ね周知できています。 課題 ○一部の会議において、開催周知ができていないものがあります。	B	○会議の開催の周知について、適切な時期に周知を行うことができるよう努めていきます。
第34条(住民投票)				
住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。 2 議会及び町長は、住民投票を発議することができます。 3 住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。 4 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。	—	○令和6年度においては、住民投票の請求がありませんでした。 ※住民投票に関する条例の設置については、個別設置型で対応することを想定しており、請求があった場合に適宜対応していくこととしています。	—	—
第35条(まちづくり協議会)				
第35条第1項 町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。	検証対象外(まちづくり協議会の主旨)			
第35条第2項 まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。	検証対象外(まちづくり協議会の活動方針)			

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和6年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第35条第3項～第5項 3 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。 4 町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。 5 まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定めます。	○まちづくり協議会設立に対する機運の醸成	成果 ○奈良県が主催する「自治会・地域コミュニティ政策研究会」に参加し、地域コミュニティに関する講義やワークショップを通じて、まちづくり協議会に対する理解を深めました。一方で、まちづくり協議会の設立を考えるうえでは、協議会の中心となる担い手の発掘や、地域の実情に応じた形で、まちづくり協議会の枠組みを構築していくことが必要となりますが、具体的な検討まで至りませんでした。 課題 ○自治会長をはじめ、地域住民にまちづくり協議会に対する理解を深めてもらうためには、本町におけるまちづくり協議会の枠組みや支援内容を構築する必要があると考えます。	B	○引き続き、まちづくり協議会について調査・研究していくとともに、まちづくり協議会の枠組みの構築に向けた検討を進めていきます。
◆第8章 広域連携等（第36条）				
第36条（広域連携）				
町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。	○すむ・奈良・ほっかつ！推進協議会 ○シェアサイクル事業（実証実験） ○中和・西和広域連携検討会 ○地域農業再生協議会 ○奈良セブンの森 ○WEST NARA広域観光推進協議会 ○山辺・県北西部広域環境衛生組合 ○静香苑環境施設組合 ○葛城地区清掃事務組合 ○県域水道一体化協議会 ○奈良県電子自治体推進協議会 ○成年後見制度法人後見事業 ○西和7町障害者等支援協議会 ○老人福祉施設三室園組合 ○入退院ルール調整づくり事業 ○病児・病後児保育事業 ○史跡＆遺跡巡り「御墳印帖」プロジェクト事業 ○図書館資料の相互貸借など	成果 ○地域課題の解決に向けて、行政間及び民間事業者等との連携を図っています。	A	○まちづくりににおける各分野の課題解決に向け、今後も必要に応じて広域連携を推進していきます。
◆第9章 条例の見直し等（第37条～第39条）				
第37条（取り組み状況の評価）				
町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況を評価し、その結果を公表しなければなりません。	○まちづくり基本条例における取組の成果及び評価の公表	成果 ○条文に対する取組状況を評価し、公表することにより、協働のまちづくりに向けた取組の進行状況について共有することができたと考えます。	A	○今後も、取組状況に関する評価を公表し、町民と共有することにより、行政運営の改善と協働のまちづくりの推進を図るとともに、よりの確でわかりやすい評価、公表を目指していきます。
第38条（条例の見直し）				
町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要が検討しなければなりません。 2 第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。	○上牧町まちづくり基本条例検証委員会の実施（令和5年度～令和6年度） ○上牧町まちづくり基本条例検証委員会の設置（令和5年度～令和6年度）	成果 ○検証委員会において、検証結果の取りまとめを行い、パブリックコメントを実施したうえで、町に対して答申を行いました。 ○学識経験者や一般公募町民を含む委員構成で検証委員会を設置し、検証結果の取りまとめを行いました。	A	○今後も5年を超えない期間ごとに条例の内容について検証を行っていきます。 ○今後も条例の見直しが必要が検討を行う場合は、検証委員会を設置して審議を行っていきます。
第39条（条例の改正）				
この条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。	○条例改正内容に対するパブリックコメントの実施 ○条例改正内容の公表	成果 ○検証委員会で取りまとめた検証結果（条例改正内容）に対してパブリックコメントを実施し、5件の意見がありました。 ○条例の改正内容については、「広報かんまき」及びホームページで公表しました。	A	○今後も条例の改正にあたっては、広く意見を聞く機会を設けるとともに、条例改正後は、改正内容の公表を行っていきます。